

議員提出議案第5号

沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年6月17日

提出者 西東京市議会議員 後藤 ゆう子

賛成者 西東京市議会議員 森 しんいち

西東京市議会議員 藤岡 智明

西東京市議会議員 森 てるお

西東京市議会議員 納田 さおり

西東京市議会議員 田村 ひろゆき

西東京市議会議員 かとう 涼子

沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書

太平洋戦争末期の沖縄戦では、約3ヵ月にわたって一般住民を巻き込んだ凄絶な地上戦が行われ、空爆や艦砲射撃によって、鉄の暴風と言われるような多量の砲弾が飛び交い、20万人余の尊い命が失われました。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦跡としての性格を有する我が国唯一の国定公園として「沖縄戦跡国定公園」に指定されています。戦後77年たった今でも、同地域では、戦争の犠牲になった民間人や兵士の遺骨が土砂の中に眠ったままの状態であり、遺骨収集が進められております。遺骨が埋もれ、その血が染み込んだ土砂を埋立てに使うことは人道上許されない行為であり、遺族の方々を深く傷つけるものです。

2016年3月に超党派の議員立法で制定された「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」では、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する国の責務を明らかにしており、2024年度までを集中実施期間と定め、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとしております。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要請します。

記

- 1 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

西東京市議会議長 保 谷 なおみ

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣